

第46期定時株主総会招集ご通知に 際しての電子提供措置事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

第46期(自 2023年10月1日 至 2024年9月30日)

日精エー・エス・ビー 機械株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しており、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisseiasb.co.jp/ja/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご提供の電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社14社は全て連結の範囲に含めており、主な連結子会社の名称は、次のとおりであります。

NISSEI ASB COMPANY、NISSEI ASB GmbH、NISSEI ASB PTE. LTD.、NISSEI ASB CENTRO AMERICA, S.A. DE C.V.、ASB INTERNATIONAL PVT. LTD.、NISSEI ASB FZE

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社14社の事業年度は、2社（決算日12月31日、NISSEI ASB CENTRO AMERICA, S.A. DE C.V.他）および1社（決算日3月31日、ASB INTERNATIONAL PVT. LTD.）を除き当社の事業年度と同一であります。

なお、連結計算書類の作成に当たり、事業年度の異なる3社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有 価 証 券

・ そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

デ リ バ テ ィ ブ……時 価 法

棚 卸 資 産

・ 商品および製品、仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

更に、一定の保有期間を超える棚卸資産に関しては、保有期間に応じて規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

- ・ 原材料および貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、一部の原材料については総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

更に、一定の保有期間を超える棚卸資産に関しては、保有期間に応じて規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……当社および国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法

（リース資産を除く） ただし、当社および国内連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 お よ び 構 築 物 7～50年

機 械 装 置 お よ び 運 搬 具 7～12年

無 形 固 定 資 産……定 額 法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金……当社および在外連結子会社は、役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金……当社は、役員退職慰労金の支出に備えるため、規則による期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の在外連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

一部の在外連結子会社は、過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

一部の在外連結子会社は、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

当社、国内連結子会社および一部の在外連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループは、PET（ペット）ボトルをはじめ各種プラスチック容器を製造するストレッチブロー成形機とその専用金型、付属機器および部品の製造販売を主な事業としております。収益を認識するにあたっては、顧客との契約に基づく仕様を満たした状態の製品を引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引き渡し時点において収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 17,077百万円

2. 偶発債務

インドの連結子会社（ASB INTERNATIONAL PVT. LTD.）はインド国税当局より、関係会社間取引価格等に関し、下表表示の同社決算期（3月期）8期を対象として更正通知を受けております。インド国税当局の指摘は正当な根拠を欠くものであり、当該更正処分について承服できる内容でないことから、同社はインド国税当局（紛争解決委員会）に対し、各決算期についてそれぞれ異議申立書を提出いたしました。異議申立が却下された各決算期については、税務裁判所へ提訴するとともに、相互協議申立を進め、引き続き当社および連結子会社の見解の正当性を主張して参ります。

なお、2010年3月期、2011年3月期、2012年3月期および2013年3月期については、税務裁判所において、インド国税当局の更正通知の決定を取り消し、本件の審理を同当局へ差し戻す旨の判決がありました。そのうち、2010年3月期及び2011年3月期については、同当局より更正処分取り消しの通知を受領し解消いたしました。

同社が更正通知を受け、未解消となっている案件の決算期ごとの状況は、次のとおりであります。

事項	日付	更正通知税額
(1) 2012年3月期		
更正通知の受領	2016年2月29日	129百万インドルピー (221百万円)
異議申立書の提出	2016年4月12日	—
申立却下の決定	2016年11月29日	—
税務裁判所へ提訴	2017年3月14日	122百万インドルピー (209百万円)
税務裁判所の判決	2019年9月13日	—
(2) 2013年3月期		
更正通知の受領	2016年11月29日	57百万インドルピー (98百万円)
異議申立書の提出	2017年1月6日	—
申立却下の決定	2017年8月28日	—
税務裁判所へ提訴	2017年12月21日	61百万インドルピー (105百万円)
税務裁判所の判決	2019年9月13日	—

事項	日付	更正通知税額
(3) 2014年3月期		
更正通知の受領	2017年11月30日	40百万インドルピー (68百万円)
異議申立書の提出	2017年12月29日	—
申立却下の決定	2018年8月27日	—
税務裁判所へ提訴	2018年11月2日	40百万インドルピー (69百万円)
(4) 2015年3月期		
更正通知の受領	2018年12月12日	126百万インドルピー (216百万円)
異議申立書の提出	2019年1月11日	—
申立却下の決定	2019年9月24日	—
税務裁判所へ提訴	2019年12月30日	126百万インドルピー (216百万円)
(5) 2016年3月期		
更正通知の受領	2019年12月25日	38百万インドルピー (66百万円)
異議申立書の提出	2020年1月23日	—
申立却下の決定	2021年3月4日	—
税務裁判所へ提訴	2021年5月25日	38百万インドルピー (66百万円)
(6) 2017年3月期		
更正通知の受領	2021年4月20日	63百万インドルピー (108百万円)
異議申立書の提出	2021年5月29日	—
申立却下の決定	2022年2月17日	—
税務裁判所へ提訴	2022年4月12日	80百万インドルピー (138百万円)

(7) 2018年3月期

更正通知の受領	2021年9月22日	98百万インドルピー (168百万円)
異議申立書の提出	2021年10月21日	—
申立却下の決定	2022年8月29日	—
税務裁判所へ提訴	2022年10月27日	97百万インドルピー (166百万円)

(8) 2020年3月期

更正通知の受領	2023年9月29日	51百万インドルピー (87百万円)
異議申立書の提出	2023年10月23日	—
申立却下の決定	2024年7月5日	—
税務裁判所へ提訴	2024年8月30日	87百万インドルピー (150百万円)

(注) 更正通知受領時と税務裁判所提訴時の更正通知税額の差額は、更正通知税額の増減および金利相当分の増加であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	15,348,720株	—株	—株	15,348,720株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	1,798百万円	120円	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年11月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,248百万円	150円	2024年9月30日	2024年12月2日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当社グループは、設備計画および投融資計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入によって調達しております。一時的な余剰資金は、短期的な預金および安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は、金融機関からの借入によって調達しております。
- (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびに管理体制
- 営業債権である受取手形および売掛金は、与信管理規程および売上債権管理規程等に基づいた運用を行うことにより、信用リスクの軽減を図っております。
- 営業債務である支払手形および買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。
- 輸出入取引等から発生する外貨建営業債権債務については、為替市場の動向を注視し、必要に応じて社内管理規程に従い、為替予約取引等を活用しております。
- 投資有価証券は、主に取引先企業との関係強化・維持を目的とした株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。
- 借入金は、主に短期借入金は運転資金、長期借入金は設備投資および投融資に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後6年が最長であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項
- 2024年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
投資有価証券			
株式	429	429	－
地方債	19	19	－
資産合計	449	449	－
長期借入金	6,118	6,025	△92
負債合計	6,118	6,025	△92
デリバティブ取引	141	141	－

(※1) 「現金および預金」「受取手形」「支払手形および買掛金」「短期借入金」「未払法人税等」については、現金であること、および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 売掛金については一部一年を超える決済期間の残高が存在しますが、重要性に乏しいため時価が帳簿価額に近似するものとして記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	百万円	百万円	百万円	百万円
その他の有価証券				
株式	429	－	－	429
地方債	－	19	－	19
デリバティブ取引				
通貨関連	－	141	－	141

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	百万円	百万円	百万円	百万円
	－	6,025	－	6,025

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式、地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時

価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財またはサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	報告セグメント				合計
	米州	欧州	南・西アジア	東アジア	
顧客との契約から生じる収益	百万円 12,118	百万円 7,525	百万円 10,864	百万円 6,269	百万円 36,778
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	12,118	7,525	10,864	6,269	36,778

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

契約負債は、顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。
当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,359百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額
- 3,522.27円
2. 1株当たり当期純利益
- 385.52円

個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準および評価方法

関 係 会 社 株 式……移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準および評価方法

デ リ バ テ ィ ブ……時 価 法

3. 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品および製品、仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

更に、一定の保有期間を超える棚卸資産に関しては、保有期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

原 材 料 お よ び 貯 蔵 品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、一部の原材料については総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

更に、一定の保有期間を超える棚卸資産に関しては、保有期間に応じて定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……定 率 法

（リース資産を除く）ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8～50年

機械装置 12年

無 形 固 定 資 産……定 額 法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

役員賞与引当金……役員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、規則による期末要支給額を計上しております。

7. 収益および費用の計上基準

当社は、PET（ペット）ボトルをはじめ各種プラスチック容器を製造するストレッチブロー成形機とその専用金型、付属機器および部品の製造販売を主な事業としております。収益を認識するにあたっては、顧客との契約に基づく仕様を満たした状態の製品を引き渡した時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該製品の引き渡し時点において収益を認識しておりますが、国内販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。輸出版売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		6,170百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	4,901百万円
	短期金銭債務	1,223百万円
	長期金銭債権	2,762百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	売上高	17,499百万円
	仕入高	12,250百万円
	支払販売手数料	155百万円
	営業取引以外の取引高	1,877百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	357,391株	185株	－株	357,576株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰 延 税 金 資 産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	0百万円
賞 与 引 当 金	89
退 職 給 付 引 当 金	160
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	152
棚 卸 資 産 評 価 損	273
貯 蔵 品	548
投資有価証券評価損	18
そ の 他	135
繰 延 税 金 資 産 小 計	1,377百万円
評 価 性 引 当 額	△188
繰 延 税 金 資 産 合 計	1,189百万円
繰 延 税 金 負 債	
固定資産圧縮積立金	△88百万円
資産除去債務に対応する除去費用	0
繰 延 税 金 負 債 合 計	△88百万円
繰 延 税 金 資 産 の 純 額	1,100百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別内訳

法 定 実 効 税 率	30.2%
(調 整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△11.5
試 験 研 究 費 の 税 額 控 除	△0.2
評 価 性 引 当 額	△0.6
そ の 他	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.1%

関連当事者との取引に関する注記
 子会社

属性	会社等の名称	資本金 または 出資金	事業の内容	議決権等 の所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NISSEI ASB COMPANY	米ドル 500	ストレッチブ ロー成形機の 販売・サービス	直接 100.0%	当社製品の販売 役 員 の 兼 任	製 品 の 販 売 (注) 1	百万円 4,750	売 掛 金	百万円 777
						配当金の受取 (注) 3	300	－	－
子会社	NISSEI ASB GmbH	千ユーロ 205	ストレッチブ ロー成形機の 販売・サービス	直接 100.0%	当社製品の販売 役 員 の 兼 任	製 品 の 販 売 (注) 1	3,868	売 掛 金	946
						配当金の受取 (注) 3	387	－	－
子会社	NISSEI ASB PTE. LTD.	千シンガポ ール ドル 500	ストレッチブ ロー成形機の 販売・サービス	直接 100.0%	当社製品の販売 役 員 の 兼 任	製 品 の 販 売 (注) 1	1,937	売 掛 金	627
						配当金の受取 (注) 3	804	－	－
子会社	ASB INTERNATIONAL PVT. LTD.	千インドル ピー 937,886	ストレッチブ ロー成形機、 金型および部 品の製造・販 売・サービス	直接 100.0%	当社製品・部品 の加工・販売 役 員 の 兼 任	製品等の仕入 (注) 2	11,471	買 掛 金	1,100
						部 品 の 販 売 (注) 1	1,244	売 掛 金	607
						貸 付 資 金 の 回 収 (注) 4	2,333	短期貸付金	513
						利 息 の 受 取 (注) 4	319	そ の 他 の 流 動 資 産	30

- (注) 1. 当社製品等の販売については、市場の実勢価格を勘案して決定しております。
 2. 製品等の仕入については、製造原価の状況等を勘案して価格交渉のうえ、決定しております。
 3. 配当金の受取については、経営環境や業績動向を勘案して、収益、財務状況および資金の運用状況に応じ、合理的に決定しております。
 4. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項 7. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	2,637.76円
2. 1 株当たり当期純利益	235.79円